

別紙 3

愛知県環境に配慮した電力調達契約評価基準

環境評価基本項目	区 分	配 点
① 一昨年度の 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (CO ₂ 排出係数) [単位 : kg-CO ₂ /kWh]	0.375 未満	7 0
	0.375 以上 0.400 未満	6 5
	0.400 以上 0.425 未満	6 0
	0.425 以上 0.450 未満	5 5
	0.450 以上 0.475 未満	5 0
	0.475 以上 0.500 未満	4 5
	0.500 以上 0.525 未満	4 0
	0.525 以上 0.550 未満	3 5
	0.550 以上 0.575 未満	3 0
② 一昨年度の未利用エネルギー活用状況	0.575 以上	2 5
	2.70%以上	1 0
	0%超 2.70%未満	5
③ 一昨年度の再生可能エネルギー導入状況	活用していない	0
	5.00%以上	2 0
	3.00%以上 5.00%未満	1 5
	1.50%以上 3.00%未満	1 0
	0%超 1.50%未満	5
④ グリーン電力証書の譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)	活用していない	0
	10.0%	1 0
⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	5.0%	5
	取り組んでいる	5
⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいない	0

※1 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって公表された調整後排出係数をいう。

※2 未利用エネルギーの活用状況とは、未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。なお、未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量に按分する。

- ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

(算定方式)

$$\text{一昨年度の未利用エネルギー活用状況 (\%)} = \frac{\text{一昨年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)}}{\text{一昨年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$$

未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)) をいう。

- ① 工場等の廃熱又は排圧
- ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以下「FIT 法」という。）」第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）
- ③ 高炉ガス又は副生ガス

注 1：一昨年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

注 2：一昨年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

- ※ 3 一昨年度の再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式により算出した数値をいう。（単位はすべて kWh）。

(算定方式)

$$\text{一昨年度の再生可能エネルギーの導入状況} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}}$$

- ① 一昨年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）
- ② 一昨年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。）
- ③ グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量
- ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量
- ⑥ 一昨年度の供給電力量（需要端）

注 1：再生可能エネルギーとは、FIT 法第二条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気

とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)

注2：①、②は一昨年4月から昨年3月までの電力量を使う。

注3：一昨年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①及び②)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

注4：③、④及び⑤は、一昨年度に小売電気事業者の調整後二酸化炭素排出係数の算定に用いたものに限る。

注5：一昨年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※4 グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、電力の供給開始の1ヶ月前までの間に、グリーン電力証書を譲渡することとする。具体的には、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等において、各団体の長に譲渡する。書類等有る場合も譲渡することとする。なお、グリーン電力証書は、一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターが認証したものであって、発電施設が愛知県内に存するものとする。また、太陽光発電に係るグリーン電力証書については、電力量を2倍でカウントすることとする。

※5 需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギー促進の観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・ 電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化)
- ・ 需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス(リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入)

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した使用電力量を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。